

00500

鳥取縣公報

縣令

昭和十六年六月六日
第一千二百三十九號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

◇鳥取縣令第二十三號

昭和十四年三月三十一日鳥取縣令第六號警防團令施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年六月六日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

第二十七條第三項第四號ヲ左ノ通改ム

一、空襲警報

吹流一旆掲揚

二、空襲警報解除

吹流一旆降下

第三號様式中甲種衣ノ部襟章ノ項分團長ノ欄ヲ「金色警防團徽章一箇ヲ附ス餘ハ同上」ニ同項部長ノ欄ヲ「下部ニ幅四耗ノ銀色平織線一條ヲ施シ上部ニ徑一〇耗ノ銀色警防團徽章二箇ヲ附ス餘ハ同上」ニ改ム

備考ニ左ノ一項ヲ加フ

三、警防團名ヲ左襟章ノ左、分團名アラビヤ數字ヲ右襟章ノ右ニ約十二耗方形ノ金色徽章ヲ以テ表示スルコト

圖例中左ノ通改ム

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

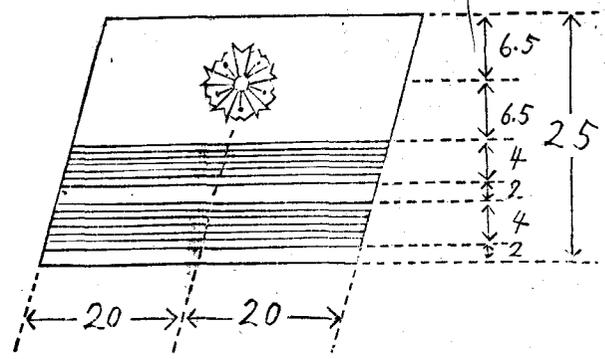
昭和十六年六月六日
第一千二百三十九號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

一

00501

襟 分
章 團 長



告 示

◇鳥取縣告示第四百五十五號

昭和十四年九月九日鳥取縣告示第五百七十號鳥取縣產業奉仕委員規程ハ昭和十六年三月三十一日限り之ヲ廢止ス
昭和十六年六月六日

00502

◇鳥取縣告示第四百五十六號

昭和十四年九月十九日鳥取縣告示第五百八十九號鳥取縣商工更生委員規程ハ昭和十六年三月三十一日限り之ヲ廢止ス
昭和十六年六月六日

◇鳥取縣告示第四百五十七號

昭和十六年六月二日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ
昭和十六年六月六日

- 一 組合ノ名稱 大茅村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 岩美郡大茅村大字栃本四百七拾七ノ貳番地
- 三 組合ノ地區 岩美郡大茅村

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣知事 八 田 三 郎

彙報

青年學校生徒の

御親閲を拜受して

(社會教育課)

大正十五年四月青年訓練所令が公布されてより本年は第十五周年に當るため、文部省に於ては全國五百有餘萬の勤勞青少年をして高度國防國家體制確立の第一線たらしめ、青年教育の目標を一段と昂揚するため各種記念事業の計畫を進めてゐた處、畏くも天皇陛下にはこの趣を開召めされて、時局下政務格別御多端に亘らせ給ふにも拘らず、一昨年青少年生徒に勅語を賜りたる記念日なる五月二十二日、宮城二重橋前廣場に於て全國青年學校生徒教職員代表三萬四千有餘名に對し御親閲を賜つたのである。

聖慮誠に深遠、恐懼感激に堪えない次第である。
この日余は特に陪列を許されて具に陪觀の光榮を得たのであつたが、天機彌々麗はしく亘らせ給ひ、前後五十分間の長きに亘り御親閲臺に立たせ給ふて青年學校生徒代表の分列に對して一々御

舉手を賜り、生徒達日頃の鍊成を譽はせ給ひ、續いて女子集團四千餘名の熱誠こめて歌ひまつる奉唱歌を聞召されたる大御心の程拜察するだに畏き極みである。斯くして御親閲を拜受したる男女生徒教職員代表は、麗はしき龍顔を咫尺の間に奉拜して無上の光榮に感泣した次第であるが、これら代表を選出した全國五百萬の青年學校生徒は勿論のこと、關係者一同はこの盛事に只々 聖恩の忝けなさに感佩し、負荷の重任の感々重きを痛感したことと信ずるのである。

本縣の御親閲拜受代表生徒教職員男子三百四十三名、女子五十名は、齋戒してこの盛儀に參列したのであつたが、幸にして無事一人の缺くる者なく、この光榮に浴して代表たるの重任を果し、其の後に於ける滯京中の諸行事も完全に終了して、去る五月二十五日、恙なく歸縣したことはまことに感激に堪えない次第である。

今や我が國は高度國防國家體制完遂の爲學國邁進しつゝ、
であるが、殊に國防並に生産の上に至大の關係ある勤勞青年に對して教育訓練を徹底することは、現下洵に喫緊の要務である。今回御親閲を賜はりたる無上の光榮を永遠に銘記し、覺悟を新にし

00504

て官民一致協力我が青年學校教育の飛躍的振興を圖り、以て宏大無邊なる 聖旨に應へ奉り、國家の要望に副ふことこそ我々の責務であると信ずるものである。

時恰も青年學校教育義務制が愈々本科に及んだことは偶然ならざるを思はしめるものがある。この光榮を機として本縣に於ても青年學校教育の徹底的振興について目下種々準備してゐるのであるが、差當り特に重要な數點につき以下申し述べて生徒並に教職員は勿論、縣民各位の格段の御協力を得たいと思ふ。

まづ第一は至誠盡忠、献身奉公の精神を一層振起することである。抑々我が國は萬世一系の 天皇 皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ひ、天壤と共に窮る處なく生々發展する理想國家である。故にこの國に生を享け、國家の將來を背負つて立つ青年の教育は、よくこの國體の本義と肇國の大精神に透徹し、苟も個人主義的自我功利の思想は絶対に排除し、生活の總ては國家奉仕を第一義となし至誠盡忠に燃ゆる青年を養成して天業に献身奉公せしむるこそ教育の根本義でなくてはならぬ。さきに昭和十四年五月二十二日陸軍現役將校學校配屬令實施第十五周年に當り、全國大學高等學校專門學校及び中等學校學生生徒に對し御親閲を賜はり、且優渥なる勅語を下賜せられて我が國青少年生徒の擲ふべき處を昭示し給ひ、今また重ねて青年學校生徒教職員に對し御親

閱の光榮に浴したることを思ふ時、一段と至誠盡忠献身奉公の精神を振作して以て 聖慮に應へ奉らんことを期する次第である。

第二は就學出席の徹底といふことである。苟も青年學校の就學年齢にあるものは残らず就學し、所定の教育を立派に受けて教養を繼續することが大切である。これが徹底を圖るため國に於ては男子生徒に對しては昭和十四年度より義務制を實施し、尙女子生徒に對しても近く義務制が布かれんとして居るのである。これ等男女生徒は生産勤勞の第一線に活動する青年である爲に、就學出席の上に種々困難が伴ふのではあるが、保護者並に雇傭主に於ては、よく現下時局の重大性と青年學校教育の重大性を認識されて生徒の就學出席に一層の協力を期待する次第である。これと共に生徒自身も亦非常時國家の要請と各自の將來を充分考察理解し、萬難を排して青年學校に入學し所定の教育を受けて、大東亞の盟主たり指導者たるの實力を練磨しなければならぬのである。本縣青年學校の就學出席の情況を觀るに逐年好成绩を擧げつゝあるが、今回の御親閲を調期として百パーセントの就學と出席の實を擧げることが期したいと思ふ。

第三に申したいことは青年學校を晝間教育とすることである。現下青年に關する問題中最も憂慮すべきは青年體位の低下である我が國青年の體位が年々低下の傾向にあることは由々しき大事で

00505

あるが、この原因は多々あるけれども先づ其の一たる過勞を防止することは急務である。日中の勞務に依つて疲勞した身體に對して尚夜間の青年學校に於て教育することは、過勞を加重すると共に學習能率を低下せしむるものであつて、國に於ても青年學校教育は晝間に實施することを原則として居る次第である。我が國の將來は青年に期待する處最も大なるものある重大の秋、青年學校は須く夜間教育を排して絶對に晝間の教育に改めるやう關係者の格段の協力を希望するものである。本縣に於ては農村部青年學校は早くより晝間教育を實施し、其の成績を向上せしめて居るのであるが、今後は都市部並に工場に於ける青年學校に於ても斷然晝間教育に改められんことを熱望する次第である。

第四に強調したいことは教練科教育の振作徹底を圖ることである。教練科教育の重要性については今更いふまでもないことであるが、支那事變は五年の長期に及び且又緊迫せる世界の情勢を思ふとき、一層この教育の徹底が要求される次第である。今般青年學校教練科の目的並に要綱が改正されたことは最も機宜に適したことと思ふ。教練科の目的は今回の改正により「軍事的基礎訓練ヲ施シ至誠盡忠ノ精神培養ヲ根本トシテ身心一體ノ實踐鍛鍊ヲ行ヒ以テソノ資質ヲ向上シ國防能力ノ増進ニ資スル」こととなり、著しく軍事的基礎訓練を實施すべきことが明確にされたのである。

各青年學校に於ては教練教材を充實すると共に、新に示された教授及訓練要綱に依り益々この教育の徹底に努められて、事變下青年の必要な國防の基礎能力を體得せしめることに努めらるゝやう切望する。

第五は女子青年學校教育の振興についてであるが、事變が長期に及びに従ひ女子の任務は益々重大となつて來た。即ち生産の擴充に國土防衛の協力を特にまた人的資源確保の上に女子の使命は洵に重大となつて來たのである。この國家的要請に應へる爲には女子青年學校の教育は、將來の主婦となり母となつて立派に日本婦人の使命を盡し得る身體と精神の練成を與へることが必要である。如何なる困難にも耐へ得る逞しきしかして優しき女性こそ我が國の現在並に將來に必要な婦人である。國に於てはこゝに鑑みる處あり、近き將來に女子生徒に對しても義務制を布かんとして居るのである。特に今回の御親閱に當り女子生徒代表を加へられた 大御心を拜察する時、一層女子青年の教育に努力することの必要を痛感する次第である。本縣に於ては近時女子青年學校教育振興の機運漸く盛にして、今春女子専任教員を新に設置した青年學校の可成り多數に達したことは喜ばしい現象であるが、今後更に急速に全縣下に女子専任教員を設置して、飛躍的に女子青年學校教育の改善振興に關係者の努力を希望する次第である。

00506

最後に申したいことは青年學校後援機關の整備擴充である。青年學校の教育はその性質上社會各方面、特に民間の熱誠なる協力に俟たなければ其の振興も徹底も期し難いものである。この際關係方面に於ては青年學校教育の重要性をよく認識せられ、特に義務制實施の趣旨を諒解せられて縣下青年の爲に益々協力援助されんことを切望する。本縣ではこの一方法として各青年學校に後援機關が設置されて居るのであるが、今回の御親閱拜受を記念して更に一段とこの整備擴充に努められ、物心兩方面に亘りて格段の援助を切望に堪えない。

以上は青年學校教育振興上特に須要なる六項目について申し述べたのであるが、生徒は云ふまでもなく、職を青年學校教育に奉ずる者は宜しく心を新にし、身を挺して青年學校教育の充實振興に努めるは勿論、社會各方面に於ても一層青年學校教育の重要性を認識せられて熱誠なる協力を致され、本縣青年學校教育が飛躍的に振興して一日も速かに高度國防國家體制整備の國家的要請に添ひ、以て 皇恩の萬一に應へ奉らんことを念願して已まない次第である。(大和田學務部長)

苗代に於ける「うんか」の 驅除を勵行せよ

(農務課)

浮塵子は昨年九州、山陽、四國方面に發生して食糧増産陣に大障礙を與へたのであつたが、山陽方面に發生した翌年は山陰方面に續發する先例から、今年には本縣にも發生の危険が多分にあるので、縣では極力各位の注意を喚起して苗代に於ける豫防措置を勵誘してゐる次第であるが、早くも去月二十四日に大阪府下にセジロウソカの發生を見た旨報せられてゐる。

浮塵子は本體本田移植後、即ち多くは七月に入つて發生するものであり、特にセジロウソカトビロウソカなどは本土では越冬しないものとされてゐたものであるが、かく大阪府下に、しかも五月中にセジロウソカの發生を見たといふことはこの定説を破つたものであつて、昨年の暖冬に伴つて非常に注目されてゐる次第である。

浮塵子は衆知の如く微細な昆蟲であつてヌカムシともいひ、尖鋭な嘴をもつて莖葉から葉養分を吸ひ取つて折角の稻を衰弱せしめ、大發生してその害が甚しい時は收穫を皆無に陥らしめること

さへある恐るべきものであるが、これが本田に發生した後に於ては驅除も困難であり、その絶滅を期し難いものであるから、本年は全縣下に亘つて必ず苗代に於ける注油驅除を行つて被害を未然に防止するため、各實行組合ではその組合の事業として共同によつて一齊驅除を實施せられるやう切望する。以下苗代注油驅除の方法について記して置く。

◇注油驅除の方法

- 一 苗代に一―二寸の深さに灌水する
- 二 竹筒の如きものの底に、竹串様のものを挿して液の落下を適宜調節し得るやう装置し、これに除虫菊浸出石油を入れ、之を踏切の上に滴下する。
- 三 油が水面に擴がつたら速かに竹箒か棒切れで苗の葉先を拂つて蟲を拂ひ落す。
- 四 拂落しがすんだら水を落して新しい水と取替へる。

◇驅除の時期

田植にかゝる一週間乃至十日前が最もよい。

◇驅除上の注意

- 一 除虫菊浸出石油の作り方は石油一罐(一斗)に油狀トミノ(一瓶(一〇〇珎入))を混合すればよいので、之を苗代一町歩に使用すること。(反當一升の割合)

紫雲英施用上の注意

(農務課)

紫雲英が綠肥として水田に使用されてゐることは肥料不圓滑の際まことに喜ばしいことであるが、これが實際施用にあつては充分の留意が望ましい。

紫雲英は衆知の通り根瘤菌の作用によつて、炭水化合物その他の養分と空氣中の窒素とによつて蛋白質をつくり、この蛋白質は田

- 二 あまり深水にすると、苗の葉先に石油がついて苗を痛めることがあるから、灌水は深すぎぬこと。
- 三 驅除の時刻は早朝に行ふが効果が多い。
- 四 油を滴下したら直に拂落しを行ふこと。
- 五 苗代に浮草やアヲミドロが繁茂してゐると油の擴散が不良となるから豫め驅除して置くこと。雜草も拔取つて置くがよい。
- 六 灌溉水の不足してゐる苗代や畑苗代では注油驅除が出来ないから、除虫菊石鹼水(水一斗に石鹼一五匁を溶かし之に除虫菊粉二〇匁を混じてよく攪拌する)を反當八斗乃至一石の割合に噴霧機で撒布すること。

畑に鋤きこまれると土中の微生物によつて分解されて蛋白質中の窒素分はアンモニヤに變つて作物に吸収利用される。然るにこの微生物による分解は畑地では割合に日數を要するが、水田では非常に速かに行はれるものであつて通常二―三週間でアンモニヤになる。従つてその水稻に對する肥効は非常に高く、硫安や大豆粕に匹敵するものであるが、この肥効が非常に高いといふことはうっかり施用量を過すとかへつて窒素過多の弊をあらはして稻の倒覆を來し、又稻熱病の誘因となるのであるから充分の注意を要するのである。

施用の適量は土地によつて多少異なるが大體反當三百貫乃至四百貫位である。だから紫雲英の收穫が多量にあつた場合は必ずこれを全部その田に鋤き込むことなく、一部は他の田畑に鋤き込むとか乾して家畜の飼料にするとか、又は堆肥にするとか等適宜の處置をとらねばならぬのである。尙紫雲英の施用に就ては左記事項を充分注意し、從來動もすると引起し勝ちだつた紫雲英稻熱病の發生せぬ様肥料として効果を充分發揮せしめねばならぬ。

△施用上の注意

- 一 紫雲英は大豆粕硫安等の窒素質肥料に劣らぬ効果の高い

施肥例 一

- 二 肥料であるから多量施して出來過ぎぬこと
- 三 紫雲英七〇〇貫以上の生育田は刈跡の根部のみを施肥すること
- 四 刈取―乾燥―切斷して生草の健施用せぬこと
- 五 刈取乾燥切斷することによつて全體の肥料がおだやかに利く
- 六 刈取時期は満開後として遅刈にせぬこと
- 七 餘り遅刈にすると成分も少なくなり固くなつて遅効きとなる
- 八 石灰を併用すること
- 九 分解を早め順調な分解を助ける爲石灰反當十貫乃至二十貫程度施用すること
- 十 麥跡地の施用には堆積して施用すること
- 十一 乾燥切斷せるもの(刈取つて圃場に二―三日陽乾にせる^{しなひたの}半乾草)四十貫乃至三十貫に稻藁一〇〇貫及水を加へしめて堆積施用する

00509

肥料ノ種類	反當 施肥量	基肥	追肥		窒素	同上 三要素量	加里	備考
			一回七月中旬	二回八月初旬				
紫雲英	三〇〇貫	三〇〇貫	一貫	一貫	一、三四〇匁	二七〇匁	一、二一〇匁	追肥ハ 落水後 施用シ
過石	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	二〇〇	四八〇	一、一〇〇匁	落水後 施用シ
石灰	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇〇	三〇〇	土壌ト ヨク混 和スル
草木灰	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、五四〇	八五〇	一、四一〇	コト
計								
例	二							
肥料ノ種類	反當 施肥量	基肥	一回七月中旬	一回八月初旬	窒素	同上 三要素量	加里	備考
紫雲英	三〇〇貫	三〇〇貫	一貫	一貫	一、三五〇匁	二七〇匁	一、二一〇匁	追肥ハ 落水後 施用シ
過石	一、五	一、〇、五	一、〇	一、〇	三〇〇	四八〇	一、一〇〇匁	落水後 施用シ
石灰	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇〇	三〇〇	土壌ト ヨク混 和スル
木灰	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、六五〇	八五〇	一、四一〇	コト
計								

△明年度の緑肥増殖に對應して採種をなし置くこと

00510

農村共同炊事を勸奨 係員が懇切に指導

(農務課)

事變發生以來勞力の流出は漸次著しく、我が國の如き集約農業の國に於ては正に未曾有の勞働力不足に逢著したわけである。勤勉なる農家はこの困難を克服して農業生産の確保遂行に力めてゐるのであるけれども、目下の情勢はなほ一層農村に潜在する勞働力を活用して、この勞働力不足に對する對策を強化するの要を益々痛切に感ずる次第である。

これに對する一方法として農村共同炊事が取上げられ、縣でも極力これが勸奨に努めてゐるのであるが、このことは從來各戸に於て炊事のために消費されてゐる婦人の勞働力を解消して不足勞

- 一 生育中位の紫雲英を作付の一割程度採種田として選定し自家採種をなすこと
- 二 採種田は二三分の種子が黒くなつた程度で刈取り長く圃場に置かぬこと

働りに振替へ得るばかりでなく、一般農家の食糧經濟の合理化、体位の向上、隣保相助による精神的の効果等、銃後農村生活の根本的改善上その効果は少からぬものがあるのである。

本縣に於ては昨昭和十五年春期農繁期に岩美郡福部村、入頭郡西郷村、東伯郡上小鴨村、西伯郡庄内村、日吉津村、春日村、縣村、大幡村、幡郷村、彦名村に實施し、しかもその經營については炊事當番の交替制、朝晝夕の全面的給食から辨當に至るまで極めて健實にして徹底した方式をとつて、時局下農村施設として一大役割を果したのであつたが、しかし實施後未だ一年にしてその普及範圍も極めて狭く、今後縣下の百七十七ヶ町村一千五百有餘の全部落に於て、速にその實現を見ることを希望にたえぬ次第である。

この施設はさきにも記す通り、銃後農村融和並に協力一致の精神涵養、農村婦女子の勞働力増進、農村保健衛生の改善向上、農村經濟の福利増進、共同作業實施の促進等を目的とするものであるが、これが實施に當つては各戸並に農地がなるべく集團してゐること、婦人の勞働並に活動が多いこと、實施の中心人物が存在すること、人情が厚く共同一致の精神に富んでゐること等が大切な要件となり、一共同炊事所の範圍は戸數二十乃至三十戸位、給炊人員にして百人乃至百五十人位を適當とする。但し設備を充分

00511

にしたなら尚多くの戸數を一集團とするも差支へない。
又炊事場としては、部落の中央であること、飲料水の便利なところ、雨天の場合にも支障なき設備、清潔であること、その他炊事並に配給に便利な場所等を考慮選定して決せらるべきであつてその期間は各地に於ける農繁期の始期より行つて、少くとも二週間は實施し、相當長期間に亘つて行ふことが實際上成績が良好である。

共同炊事實施の部落が決定したら、補助金交付申請書に實施計畫及び收支豫算書を添付して縣に提出すれば補助金を交付することになつてゐる。尙縣では係員を派遣して懇切に實施上の指導を行ふことになつてゐるから、同時に指導員派遣申請書を提出せられたい。

× × ×

優生結婚産兒獎勵金

希望者は智頭保健所に

(衛生課)

厚生省豫防局優生課内國民優生聯盟では、國民の優生結婚を奨励する一方途として、昭和十六年四月より特に健全にして優秀な

優生結婚と認められるものを申込順により約三百組を選んで表彰し、且つ結婚後五年以内の出産に對して祝ひ金を贈與することになつた。希望者は厚生省優生結婚相談所、國民優生聯盟と聯絡ある結婚相談所、又は縣立保健所に申出るのであるが、本縣では八頭郡智頭町にある智頭保健所又は縣衛生課で取扱ふことになつてゐるから同課所宛申込まれたい。参考の爲こゝにその獎勵金贈與の要綱を記して置く。

一 表彰 國民優生聯盟より表彰狀を贈り「優生結婚家庭」とする。

二 出産祝金 優生結婚家庭と認定した家庭に對しては今後五ヶ年間の出産に對し、出産毎に祝金として金五十圓を贈呈する

三 出産産兒相談 衛生課又は保健所と連絡して特に指導その他の相談に應ずる。

四 結婚資金、貸付斡旋 貸付を希望する者には庶民金庫よりの優生結婚資金貸付の斡旋をする。

五 優生結婚の條件 厚生省優生結婚相談所で定めた「結婚十訓」に適ふものにして年齢は男子三十歳女子二十五歳以下。

◇結婚十訓

- 一 一生の伴侶として信頼出来る人を選ぶ
- 二 心身共に健康な人を選ぶ

00512

- 三 お互に健康證明書を交換せよ
- 四 悪い遺傳の無い人を選び
- 五 近親結婚は成るべく避けよ
- 六 なるべく早く結婚せよ
- 七 迷信や因襲に捉はれるな
- 八 父母長上の意見を尊重せよ
- 九 式は質素に・届は當日
- 十 生めよ育てよ國の爲
- 六 申出方法 本人及び配偶者たるべき者につき、次の書類を添付して申出でる

- 1 戸籍謄本及び身分證明書
- 2 素行正しく思想堅實、家庭圓滿にして惡評なきことの證明書(警察官、市町村長、方面委員、雇傭主、勤務先の長、隣組長のいづれにても可)
- 3 男子は獨立の生計を營めることの證明書(同前)
- 4 家系調書 本人及び配偶者たるべき者の家系調書を、本人と配偶者別に詳しく書く。血統關係の者については成るべく廣範圍に調査を希望するが、少くとも祖父母、從同胞までは個人別に記す。記入事項は姓名、年齢、死亡せるものは死亡年齢、死亡原因、職業、疾病

飲酒、犯罪等、特に疾病關係については既往症も詳細記載すること。

優生結婚資金の貸付

(衛生課)

厚生省内國民優生聯盟では、健全な人々の資金難の爲に結婚を延期することを防ぐ爲に、庶民金庫から簡易に結婚資金の貸付を受けられるやう斡旋してゐるが、その概要を記すと次の通りである。

- 一 貸付金額 五〇圓、一〇〇圓、一五〇圓、二〇〇圓、二五〇圓、三〇〇圓の六種であつて、借入金の用途は家賃、敷金、式服、臺所道具其の他必要な世帯道具を揃へ、新生活を建設する爲のものに限る。
- 二 利息及返済 利息は年八分程度、返済は四ヶ年月賦(四ヶ月)均等償還、一〇〇圓借りた者は毎月約一圓四十錢宛の返済となる。
- 三 本斡旋の特長 庶民金庫では年八分利、最長三年間になつてゐるのを、國民優生聯盟が優生結婚獎勵の爲特に協

00513

定して同聯盟幹旋のものに限り月賦償還期限を四ヶ年にしたのであるが、更にその間出産があつた際は出産後六ヶ月間は返済を延期し得ることにしてある。

四 幹旋申込条件

本人及び配偶者たるべき者が双方次の条件に適つてゐるもの

- イ、心身共に健康なこと
- ロ、両親及び同胞中に遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱(低能)等の悪性遺傳病に罹つたものでないこと
- ハ、素行正しく思想堅實なこと
- ニ、双方の家庭が圓滿で悪評のないこと
- ホ、男子は獨立の生計を営んでゐること

五 申込手續

借入希望者は庶民金庫(本縣では代理店鳥取市東品治鳥取昭信組合)から小口貸付金借入申込書を貰つて必要な事項を書込み、更に警察官、市町村長、方面委員、雇傭主、勤務先の長、隣組長等の誰かから本人及び配偶者たるべき者の「四」に掲げた条件に適つてゐる旨の證明書を買ひ、厚生省優生結婚相談所、國民優生聯盟と聯絡ある結婚相談所、又は保健所(本縣では智頭保健所)に出頭して申出ること。其處で醫學的優生學的の診査を受け、

其の結果國民優生聯盟が差支へないと認めたとき庶民金庫に幹旋の手續をするのである。

但し貸付の事務は庶民金庫(本所 東京市神田區松住町二番地)と支所(大阪、福岡、名古屋、金澤、廣島、京都、横濱)のみで取扱ふ。又、若し申込み場所に遠くて行けないときは本人及び配偶者たるべき人の健康診斷書及び遺傳調査書(両親及び同胞の範圍)を附近の醫師に書いて貰つて、前記の申込書及び證明書を揃へて直接國民優生聯盟(東京市麹町區大手町厚生省豫防局優生課内)に幹旋を申出てもよい。

× × ×

上期末賞與の

國債支給運動

(振興課)

東亞共榮圈建設の途上に於ける戰時國家財政の膨脹は必然の趨勢にあり、これに伴つて本年度の國債發行額は少くとも七十五億圓を豫定せられてゐて、これが圓滑なる消化は現下喫緊の要務であるばかりでなく、他面購買力の急速なる吸收の爲に諸給與の源

00514

泉に於て之を貯蓄せしめる爲には賞與の國債支給は其の効果極めて大なるものである。よつて本年も上期末の賞與支給に當つて各會社・工場等に對して能ふ限り多額の事變國債又は貯蓄債券を以て支給することゝなつた。

この國債又は貯蓄債券(報國債券を含む)を以て支給すべき金額は次の割合を最低限度とし、その上に賞與受給者各自の扶養家族の有無その他を斟酌してこれを引上げるものである。

賞與額 (期末手當・臨時手當を含む)

國債・貯蓄債券支給割合

百圓以下	賞與額の一割相當以上
一百五十圓以下	同 一割五分相當以上
五百圓以下	同 二割相當以上
千圓以下	同 二割五分相當以上
五千圓以下	同 三割五分相當以上
五千圓を越ユルモノ	同 四割五分相當以上

尚官公署に於ても上期末賞與を支給する向に於ては、右の要綱に準じて實行するのである。

× × ×

百三十五億貯蓄強調週間

二十日より二十六日まで

(振興課)

戰時財政經濟の圓滑なる運行を圖つて高度國防國家体制を完成し、大東亞共榮圈の確立に邁進するため、政府に於ては昨十五年度に於て百二十億貯蓄を目標に之が大運動を行つて豫期以上の成績を收めたのであつたが、本年度は更に十五億圓を増加して百三十五億圓の貯蓄達成を期するため、来る二十日から二十六日までを「百三十五億貯蓄強調週間」として貯蓄の實踐に努めしめることになつたので、本縣に於ても之に順應して次の方法に依り國民貯蓄の大運動を展開することゝなつた。

一 集會宣傳

講演會、座談會、協議會、常會(部落會、町内會、隣保班等)映畫會等の開催及び利用

二 街頭宣傳

立看板、店頭廣告、紙芝居等

三 印刷物宣傳

ポスター、パンフレット、リーフレット、新聞廣告、會報、

00515

回覽板等

四 興行場等宣傳

劇場、映畫館等休憩時間中場内放送、スライド上映

五 其他

報道機關及び各種金融機關の動員、各種團體の動員、ラヂオ放送、指導督勵班派遣、展覽會等

六 大藏省、縣に於て實施又は交渉豫定の事項

パンフレット及びリーフレット配付、ポスター及び紙芝居配付、週報及び寫眞週報の記事登載、新聞廣告、ラヂオ放送、講師派遣、預貯金取扱時間延長

七 本運動は都市又は之に準ずべき町村、會社、工場等に重點を置くこと

◎ 行旅死亡人

一 本籍、現住所、氏名、年齢、性別、職業

本籍、住所、氏名、職業不詳 三十歳位ノ男 (腐爛死體)

二 相貌、特徴

身長五尺二寸五分位、顔丸ク額廣ク頭髮黒クシテ長ク肩、眼耳腐爛ノ爲不明、鼻低ク口並

三 著衣及所持金品

詰襟黒服上衣一、黒テヨッキ一、細縞シャツ一、メリヤスシヤツ上下、襟又一、パイプ一、所持金品ナシ

四 假埋葬年月日及場所

昭和十六年四月二十七日函館市山背泊共同墓地

五 取扱者 函館市長

備考

昭和十六年四月二十五日日本市五稜郭公園東裏門濠中ヨリ發見身元不詳引取人ナキニ依リ前記ノ通埋葬ス死亡後一箇月以上ヲ經過セシモノト推定ス
心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

一 發見場所及日時

昭和十六年四月七日午前七時頃龜田郡七飯村大字峠下字峠下六番地ノ國道ヨリ約三町半牧山ニ登ル山道側溝内ニ於テ凍死セル變死體發見

一 本籍住所氏名

不詳

一 年齢、性別

男性、推定年齢二十五歳位

00516

一人 相

丈五尺三寸位、中柄肥リタル方、頭髮前長、角顔、上前齒三枚入齒内二枚金冠

一 著 衣

黒ラシヤ外套、赤縞上服、鐵色サージ袴、「興國印半長靴、黃色眞紐、白毛シヤケツ、木綿メリヤスシヤツ、白木綿股引

一 所持金 ナシ

一 遺留品 ナシ

一 假埋葬場所

龜田郡七飯村大字峠下村字久根別共同墓地

一 取扱者 北海道龜田郡七飯村長

心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

一 本籍、現住所、氏名、年齢、性別、職業

本籍住所不詳、疊職男、田村清太郎、四十二歳

二 相貌特徴、身長五尺二寸位、瘡形頭髮前長ク其ノ他並

三 着衣及所持品、メリヤスシヤツ上下、茶シヤケツ一、大島マガイ拾一、長襦袢一、兵子帯一、手提柳行李一、所持金ナシ

四 假埋葬年月日及場所 昭和十六年四月十七日砂川町字吉野共

同墓地

五 取扱者 北海道空知郡砂川町長

備考

右ハ昭和十六年四月十六日日本町字北本町七番地附近ニ死亡シ居ルヲ發見シタルモ本籍住所縁故者不明引取人ナキヲ以テ前記ノ通假埋葬ス

心當ノ向ハ直接該町長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

一 取扱者 岡山市長

一 本籍、住所、氏名不詳、推定年齢五十五歳位

一 男女別 男子

一 人相、身長五尺二寸位、体格普通、顔長キ方、色白、頭髮五分刈、目、鼻口、耳普通

一 着 衣 紫紺縞紗服ノ上衣(ポケットニ北村ノネーム入)

白メリヤスノ襦袢

一 特徴 ナシ

一 所持品 ナシ

一 死亡別 病死

一 死亡月日 昭和十六年三月二十七日午前九時三十分

一 死亡ノ場所 岡山市北方六七九 友樂園
 一 其ノ他必要ノ事項 ナシ
 心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

一 取扱者 岡山市長
 一 本籍、住所、身分不詳、職業元力士、自稱寺下庵三當五十八年
 一 男女別 男子
 一 人 相 身長五尺一寸位、体格調強、肉付ヨシ、顔稍長キ方、色黒、目細、鼻、口、耳普通頭髪五分刈
 一 着 衣 銘仙縦縞鼠色袴、毛糸腹巻、木綿ノ蓑又ヲ着シ入絹絞兵子帯ヲ締
 一 特 徴 左腕ニ鯉ノ瀧登右腕ニ人ノ顔ト龍ノ入墨ヲナセリ
 一 所持品 ナシ
 一 死亡別 病死(腦出血)
 一 死亡年月日 昭和十六年四月二十四日午後一時
 一 死亡場所 岡山市西古松一 萩原旅館離座敷

一 其他參考事項 本人生前力士名二十山ト稱シ居レリト云フ
 尙身許調査ノ爲メ時日ヲ要シタリ
 心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

一 住所、居所、氏名、不詳
 一 年 齡 六十七歳位、男
 一 人 相 身長、五尺二寸位、體格瘦タル方、顔長キ方、色黒、目口耳常態、頭髮前長半白
 一 着 衣 銘仙給羽織、木綿縞袴、水色絞兵兒帶、桐駒下駄、黒朱子足袋
 一 所持品 西洋手拭
 一 死亡年月日 昭和十六年四月二十二日
 一 死亡別 轢死
 一 死亡場所 倉敷市老松町地先山陽線踏切
 一 取扱者 倉敷市長
 心當リノ向ハ直接該市町宛照會相成度

昭和十六年六月六日印刷
 昭和十六年六月六日發行

鳥取縣鳥取東町
 發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
 印刷所 鳥取刑務支所